

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

（平成19年10月1日制定）

1 自動継続

- (1) この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金（大口定期）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 証券類の受入

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに当組合で返却します。

3 利息

- (1) この預金の利息は預入日（継続したときはその継続日。以下3の(1)及び(2)において同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）及び証書記載の利率（継続後の預金については上記1の(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後応答日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

ア 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、2年後の応答日を満期日としたものに限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

イ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。

ア 預入日の1箇月後の応答日から、預入日の2年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、予め指定された方法により、満期日に指定口座に

入金します。

イ 預入日の2年後の応答日を満期日としたこの預金の中間払利息及び満期払利息については、予め指定された方法により次のとおり取り扱います。

A 預金口座に振替える場合には、中間利払日及び満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金（以下「子定期」という。）とする場合には、この預金と満期日を同一にする預金とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

※ 「子定期」の預入金は、1,000万円未満を認めます。

C 満期払利息は、子定期の元利金とともに合計して、予め指定された方法により、満期日に指定口座に入金します。

ウ 預入日の3年後、4年後及び5年後を満期日とした預金この預金の中間払利息は、予め指定された方法により、中間利払日に指定口座へ入金し、満期払い利息は、満期日に指定口座に入金します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後のこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を4の(2)の但書により当組合がやむを得ないと認めて満期日前に解約する場合及び4の(4)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合には各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

ア 自由金利型3年定期預金、自由金利型4年定期預金及び自由金利型5年定期預金以外の場合

A 6箇月未満 解約日における普通預金の利率

B 6箇月以上1年未満 約定利率×50%

C 1年以上3年未満 約定利率×70%

イ 自由金利型3年定期預金の場合

A 6箇月未満 解約日における普通預金の利率

B 6箇月以上1年未満 約定利率×40%

C 1年以上1年6箇月未満 約定利率×50%

D 1年6箇月以上2年未満 約定利率×60%

E 2年以上2年6箇月未満 約定利率×70%

F	2年6箇月以上3年未満	約定利率×90%
ウ	自由金利型 4年定期預金の場合	
A	6箇月未満	解約日における普通預金の利率
B	6箇月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6箇月未満	約定利率×50%
D	1年6箇月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6箇月未満	約定利率×70%
F	2年6箇月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上4年未満	約定利率×90%

エ 自由金利型 5年定期預金の場合

A	6箇月未満	解約日における普通預金の利率
B	6箇月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6箇月未満	約定利率×40%
D	1年6箇月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6箇月未満	約定利率×60%
F	2年6箇月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上3年6箇月未満	約定利率×80%
H	3年6箇月以上4年未満	約定利率×90%
I	4年以上	約定利率×95%

(5) この預金の利付単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 取引拒絶、預金の解約、書替継続

(1) この預金口座は、(4) のア、イのAからF及びウのAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、(4) のア、イのAからF及びウのAからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(2) この預金は、満期日前に解約することはできません。

但し、当組合がやむを得ないと認める場合を除きます。

(3) この預金を解約又は書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当組合に提出してください。

(4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合は、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの口座を解約することができるものとします。

ア 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

イ 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員

- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F その他前号に準ずる者

ウ 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を越えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

5 届出事項の変更、証書の再発行等

- (1) 証書や印章を失ったとき又は印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届け出てください。

この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- (2) 証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い又は証書の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6 印鑑照合

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱いました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金及び証書は、譲渡又は質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむを得ないものと認めて質入れを承認する場合には、当組合所定の書式により行います。

8 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに、補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様にお届けください。
- (4) (1) から (3) の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けくだ

さい。

(5) (1) から (4) の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9 預金保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に預金者の当組合に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) (1) により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

ア 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、証書に届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

イ 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当致します。

ウ 第1号による指定により、債権保全上支障を生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮して、順序・方法を指定することができるものとします。

(3) (1) により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

ア この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は、約定利率を適用するものとします。

イ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。

(4) (1) により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

10 規定の変更

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、郵送・電子メール等による通知、店頭表示・当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、通知や公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

附 則

- 1 この規定は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規定の改廃は、理事長決裁による。
- 3 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(反社会的勢力排除条項を追加した。)
- 4 この規定は、令和2年4月1日から施行する。
(民法改正に伴い、中途解約制限及び規定変更の条項を新設等した。)